

カナダにおける電子開示システム

Electronic Disclosure System in Canada

浮田 泉*

Izumi UKITA

抄録

情報通信技術の発展によって、企業情報開示のあり方が変化してきている。カナダにおいては、米国のEDGARシステムにならった電子開示システム(SEDAR)が1997年から稼働しており、電子メディアによる情報開示が強制されている。これにより、証券市場の効率性と公平性の増大、事務コストの削減、企業情報への容易なアクセス等の効果が期待される。

SEDAR規則の概要およびシステムの基本構成、トロント証券取引所の情報提供サービスを述べることによって、カナダにおける電子開示の現状を明らかにした。

1. はじめに

カナダの会計制度は、イギリスとアメリカ両国の影響を受けて発展してきた。受託責任の報告目的を重視してきたカナダの会社法は、投資者および債権者などの情報利用者に対して、少しでも多くの財務情報を開示するように改定されている¹⁾。アメリカの強い影響を受けたカナダでは、やがて会社法による規制は最低限にとどまり、会社法の権威を残したまま職業会計士団体による会計規制へと変化してきた。カナダ連邦事業会社法(Canada Business Corporations Act with Regulations)のレギュレーションは、「CICAハンドブック」(CICA Handbook)を一般に認められた会計原則として法的権威をもたらしている。アメリカの会計基準に比べ、詳細な会計処理や財務諸表表示に関して、企業の選択の余地を残し、柔軟な姿勢を示している²⁾が、アメリカとの経済的結びつきの強さから、アメリカの会計基準に準じた内容で公表されることが多い。

電子開示システムに関しても、SEC(米国証券取引委員会)のEDGARシステム(Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval System)を基礎として、SEDARシステム(System For Electronic Document Analysis and Retrieval)が開発されている。本稿においては、SEDARシステムの導入と経緯、システムの概要、電子開示に関する公式ステートメントを中心にカナダの法定開示の電子化

* 関西国際大学助教授

について明らかにしたい。また、自主規制機関による適時開示の電子化についてもふれてみたい。

2. SEDAR システムの導入と経緯

2. 1 電子開示システムの効果

電子開示システムの導入は、情報利用者、情報作成者、規制当局、自主規制機関にとってそれ次のような効果が期待されている³⁾。

- ① 利用者（投資者）にとっては、投資情報の正確かつ迅速な入手が可能となり、投資者間の地理的・時間的な格差が解消され、投資者間の公平性が増大する。
- ② 作成者（提出企業）にとっては、開示書類の印刷コストの削減、提出業務の事務負担の軽減、開示書類の作成時間の短縮などにより、証券発行の機動性が高まる。
- ③ 行政当局（例えば、SECや大蔵省）および自主規制機関（証券取引所および証券業協会）にとっては、開示書類の受理・審査・縦覧が効率化され、規制活動と市場監視能力が向上する。

カナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants : CICA）は、証券市場の効率性と公平性の増大をSEDARシステムの主要目的としている。SEDARシステムの導入によって、カナダ国内の企業情報は電子文書の形式で公的にデータベース化され、カナダ証券管理局（Canadian Securities Administrators: CSA）とネットワークで結ばれる。それによって、次のような効果が期待される⁴⁾。企業にとっては、複数の規制機関に対して同じ文書を提出する必要がなく、事務コストと文書作成と配布のための時間が節約でき、ネットワークを通じて、企業と証券委員会、証券取引所との効果的なコミュニケーションが促進される。CSAにとっては提出文書が電子化されることによって、新規登録および文書開示が効率的に処理できる。また情報利用者は、公式文書としての企業情報に即時にアクセスでき、個人投資家やアナリスト、研究者にとって有用な公的企業データベースとなる。

2. 2 実施スケジュールの変更

2. 2. 1 稼働の延期

1996年5月、CSAは実施マニュアルを含むSEDARシステムの規則提案書を公表し、各方面からそれに対する意見を求めたところ、約2ヶ月間に企業や法律事務所を中心とする59団体から意見書が提出された。その内容は、①実施スケジュール、②電子ファイリングに関するコスト、③文書の形式、④ファイリングの内容および方法に大別できる。結果的にはその意見書にしたがって、SEDARシステムの稼働開始日を当初予定の1996年10月1日から1997年1月1日に3ヶ月間延期することになった。また、この意見書に基づいて提案書は修正され、後に述べるSEDAR規則（National Instrument 13-101とSEDAR Filer Manual Version 2.0）となる。

各団体から寄せられた意見の内容とそれに対するCSAの対応は、Osler, Hoskin & Harcourtのホームページに詳しく掲載されている⁵⁾。SEDARシステムは証券市場の効率性を高め、企業のコスト効

果を高めるものであると認識されており、意見書の内容は電子ファイリングシステムの実施に対して、おおむね支持を表明するものであった。しかし、制度としてのSEDARシステム稼働に対して延期が求められたのは、主に次の3つの理由からである。

- ① 稼働予定日までのテスト期間が不足している。
- ② 各証券取引所がペーパーによる提出を要求しているので、電子開示システム導入の効果が完全に実現されることにはならない。
- ③ 国家ポリシー・ステイトメントNo.41「株主とのコミュニケーション」の修正が完了し、国家ポリシー・ステイトメントとの整合性が確立されてから、SEDARシステムが施行されるべきである。

これらの意見に対して、CSAは本格稼働までのテスト期間は充分であるとしながらも、SEDARシステムの稼働開始日を当初の予定より3ヶ月遅らせることとし、その結果、テスト期間は自動的に延長される形になった。しかし、各証券取引所が電子文書による提出を義務づけるようになるまで、また国家ポリシー・ステイトメントとの整合性が確認されるまで待つよりも、SEDARシステムによって得られる利益の方が大きいと考え、その意見を受けて実施スケジュールを変更することはなかった。

2. 2. 2 段階的投入スケジュール

証券取引所がペーパーによる文書の提出を要求している場合は、SEDARシステムによるファイリングとペーパーによる提出の両方が必要になる。特に、ペーパー文書の提出が要求されている証券取引所においてのみ上場している企業に関して、SEDARシステムによる電子ファイリングの効果を疑問視した意見が出された。

そこでCSAは、1996年10月からの段階的投入スケジュールを「表1」のように修正した。システム登録者を①投資信託会社およびPOPシステム加入者、②POPシステム非加入者、③複数の証券取引所への上場企業、④単一証券取引所への上場企業という4つのカテゴリーに分け、4ヶ月間で順次導入していくこととなった。

表1 段階的投入スケジュール

グループ	システム登録者のカテゴリー	段階的投入日付
①	投資信託会社およびPOPシステム加入者	1997年1月1日
②	POPシステム非加入者（複数証券取引所上場企業）	1997年2月1日
③	すべての複数証券取引所上場企業	1997年3月1日
④	単一の証券取引所上場企業	1997年5月1日

2. 3 SEDAR システムの関連情報

SEDARシステムの更新や関連情報については、隨時SEDARのホームページ上に掲載されている。主な内容を取り出してみると、「表2」のようになる。

1996年11月、各州に影響力を持つオンタリオ証券委員会がNational Instrument 13-101を適用することを決定した。1997年10月からは、トロント、モントリオール、バンクーバー、ウィニペグ、アルバータの各証券取引所において、電子文書を受け付けることになり、その時点で、SEDAR登録会社は8,000社以上、ファイリング文書は80,000以上と記録されている。

表2 ホームページに記載された SEDAR 関連情報

日付	内 容
1996.10	SEDAR 登録者に関する分類と段階的投入スケジュール
1996.11	オンタリオ証券委員会 National Instrument 13-101適用
1996.11	リリース2.1 (Win 95対応を含む) (11月29日～12月)
1997. 1	SEDAR システム稼動
1997. 1	コード更新における問題点の指摘要求
1997.10	全ファイリング・企業プロフィールを公開 (トロント、モントリオール バンクーバー・ウィニペグ、アルバータ各証券取引所) ウィルス対策ソフト (SEDAR専用) 配布
1997.11	2000年対応 (~1998.12)
1999. 2	リリース5.4 2000年対応 ファイリングサービス手数料の変更について ファイリング文書をPDF形式に統一する提案
1999. 3	リリース6.0

前項で述べたように、本格稼働が予定より3ヶ月延期されたために、実質的にWindows 95への対応が可能となった。そこで稼働以前の1996年11月に、最初のSEDARソフトウェアの更新が行われている。その後もウィルス対策や2000年対応も含めて、短期間にSEDARソフトウェアが更新されていることがわかる。

3. SEDAR 規則

3. 1 電子開示関連のステイトメント

電子開示またはSEDARシステムに関連する公式ステイトメントは、国家ポリシー・ステイトメント (National Policy Statement), 国家文書 (National Instrument), CSA通知 (CSA Notice) の中に

カナダにおける電子開示システム

見ることができ⁶⁾、それをまとめたものが「表3」である。

これらのステイトメントの中で、SEDARシステム導入のために制定されたのがNational Instrument 13-101であり、SEDAR規則にしたがった電子ファイリングの手続きやガイドラインを示したものが、SEDAR ファイラー・マニュアルである。この2つのステイトメントがSEDAR規則といわれるものである。

表3 電子開示に関するステイトメント

National Policy Statement

ステイトメント番号	タイトル
No. 40	タイムリーディスクロージャー
No. 41	株主のコミュニケーション
No. 41	有価証券保有者のコミュニケーション（修正案）

National Instrument CSA Notice

ステイトメント番号	タイトル	施行日
13-101	電子文書の分析と検索のためのシステム (SEDAR)	1997年1月1日 1999年9月7日改正
13-101	SEDAR ファイラー・マニュアル	1997年1月1日 1999年9月7日改正
11-401	電子メディアを利用した文書の送付	1997年6月13日
13-302	SEDAR ファイラー・ソフトウェアの変更	1998年2月10日
13-301	SEDAR - 妥当でない文書形式の利用	1998年5月15日
13-303	SEDAR 操作上の変更	1998年12月11日
11-201	電子媒体による文書の送付	1999年1月1日
13-304	SEDAR ファイリングサービス料の変更	1999年3月1日

CSA Notice

ステイトメント番号	タイトル	施行日
No. 94/01	ファイリングのための電子システム	1994年6月15日
No. 95/03	SEDAR	1995年4月21日

3. 2 SEDAR 規則

SEDAR 規則 (National Instrument 13-101)⁷⁾ は、7つの部と付録で構成されている。各部の内容は①定義と解釈、②電子ファイリングの要件、③電子ファイリングの免除、④文書の作成と伝送、⑤ファイラープロファイル、⑥ファイリングの結合、⑦免除である。

①は、SEDARマニュアルを含むSEDAR規則で用いられる用語の定義とその解釈である。「カバーページ情報」や「電子ファイラー」など、15の用語についての定義と4つの解釈がなされている。

②の電子ファイリングの要件では、次の7項目について規定されている。

- (イ) 電子ファイリングの対象者
- (ロ) 電子フォーマットでファイリングすべき文書
- (ハ) ペーパーフォーマットでファイリングすべき文書
- (ニ) 有効な電子ファイリングの方法
- (ホ) ファイリングサービスへの登録
- (ヘ) 電子ファイリングの伝送時間
- (ト) ファイリングの日付
- (チ) ファイリング料金の支払い

ファイリングの対象となるのは、証券法または規則において文書の提出が義務づけられているすべての企業である。ファイリングされる文書は2つのカテゴリーに分類される。それは財務諸表、プレスリリース、アニュアルリポートなどの継続的開示文書と、有価証券の募集と他の取引に関連する文書である。証券法は各州で定められているので、ファイリング文書も州によって多少異なるが、機密書類とされる文書や石油・ガス業の補足文書等については、ペーパーによる文書となる。また、伝送時間は午前7時から午後11時の間であり、伝送した日がファイリング日となる。

③の電子ファイリングの免除は、一時的な理由によるものと、継続的な理由によるものに区分して電子ファイリングが免除される場合を規定している。

④の文書の作成と伝送は、電子ファイリングのための文書に必要な情報、およびペーパーベースの場合と異なる形式に関する内容であり、次の9項目が含まれる。

- (イ) SEDAR マニュアル
- (ロ) カバーページ情報
- (ハ) サイン
- (ニ) 参照
- (ホ) 地図や写真
- (ヘ) 赤字
- (ト) 文書の形式と複写の数
- (チ) 証券規制当局による電子文書の提示
- (リ) 電子文書の公式複写

ファイリングされた文書は、関連するもの一式が「プロジェクト」と呼ばれる単位でまとめられ、番号が割り当てられる。そのデータ管理を容易にするために、文書を送信する際、標準化されたカバーページをあわせて送る必要がある。カバーページには、企業名、住所、連絡先等を含む「ファイラープロフィール」情報が記載されている。

SEDARシステムへの登録のために、事前に必要な手続きがある。EDI(Electronic Data Interchange)銀行のアカウントを取得し、ファイリング手数料を電子決済できるようにしておく必要がある。それにより、SEDARのクライアント側システムのダウンロードが可能となる。また登録に必要な書類

は、SEDARマニュアルでSEDAR FORM 1からSEDAR FORM 6に定められている。

3. 3 SEDAR 規則の改正

1999年9月、SEDAR規則とSEDARファイルマニュアルが改正された。改正点は、①不要用語の削除、②採鉱業のフォーマット変更、③PDF形式への統一の3点である。

第1は、使われなくなった用語の削除である。SEDAR規則の施行後、「定義」というタイトルのNational Instrument 14-101が公表され、共通に使われる用語の定義や解釈が規定された。しかし、その中にはすでに不要となった定義や解釈も含まれているので、それらの用語についてはSEDAR規則からも削除するというものである。

第2に、採鉱業の報告書(mining reports)のフォーマットの変更である。採鉱業の大きな地図や写真は電子ファイリングから切り離して、むしろペーパーで提出すべきであるとする。それによって、ペーパーでの提出が要求されている石油・ガス業との首尾一貫した取り扱いが確立し、証券市場における効率性と競争力がいっそう高められるとしている。

第3に、SEDARシステムで受け取ることができるファイリング文書形式の変更である。SEDARシステムの導入以来、ファイリング文書の形式についてはMicrosoft Word, WordPerfect, Portable Document Format (PDF)の3種類のうち、いずれかの形式を選択して作成することが認められてきた。しかしワープロの新しいバージョンでは、SEDARシステムで正しく受け取れないことが頻繁に起こってきたので、すべてのファイルをPDF形式に統一するというものである。

4. SEDARシステムの基本構成

4. 1 SEDARシステムの機能

SEDARマニュアルによると、システムは①ファイリング管理、②プロファイル管理、③ファイル検索、④プロファイル検索、⑤メール、⑥ユーザプロファイルとデフォルトの6つのモジュールで構成されており、その概念図は「図1」のようになる。

① ファイリング管理 モジュール (Filing Management Module)

SEDARシステムの中心的機能をもつモジュールで、新規電子ファイリングの収集と伝達など、全般的なファイリングの状態を監視する。

② プロファイル管理 モジュール (Profile Management Module)

新規プロファイルを作成し、既存プロファイルを更新するなど登録者のプロファイルを管理するモジュールである。

③ ファイル検索 モジュール (Search Filing Module)

SEDARファイリング・データベース上のデータを検索するモジュールである。検索されたドキュメントはダウンロードが可能である。

④ プロファイル検索 モジュール (Search Profiles Module)

カナダにおける電子開示システム

SEDAR ファイラー・プロファイル・データベース上のプロフィールデータを検索するモジュールである。検索されたファイラー・プロファイルはダウンロードすることが可能である。

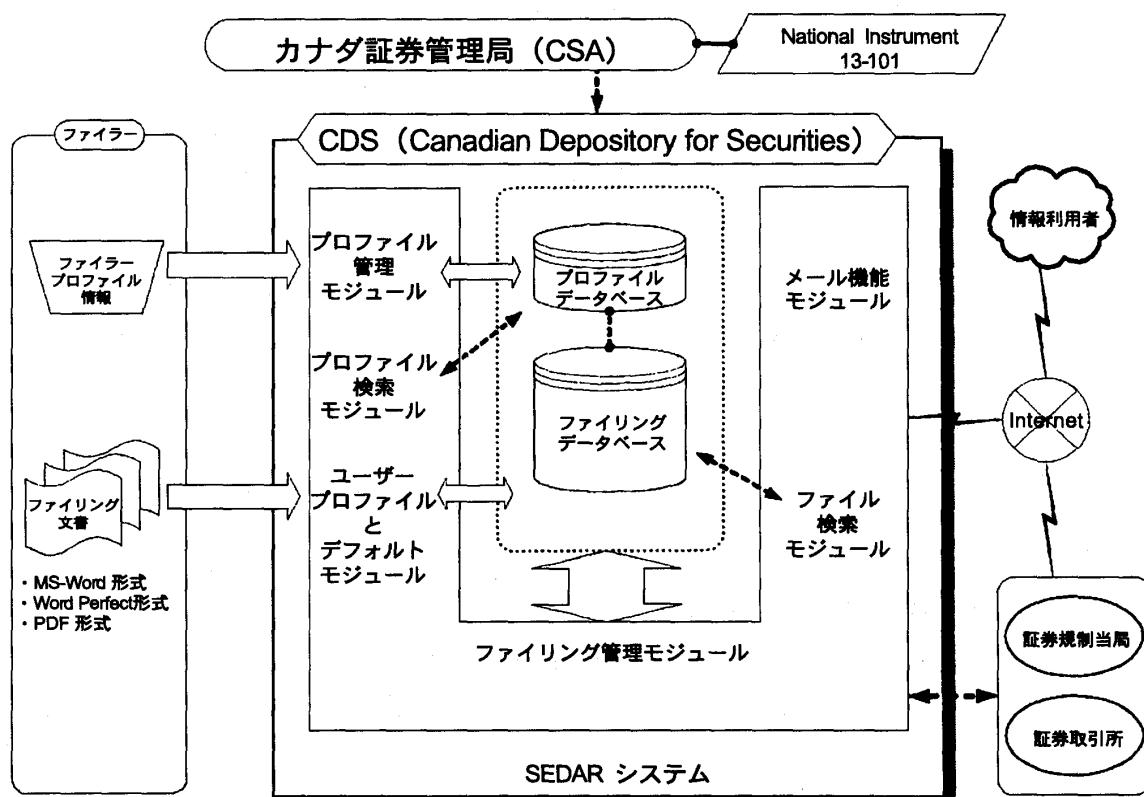
⑤ メール機能 モジュール (Mail Function Module)

SEDAR システム登録者に対して、Eメールを送る機能をもつ。SEDAR サーバー上にあるすべての登録者のワークスペースへドキュメントファイルを送ることができ、また、それぞれのワークスペースからドキュメントファイルを検索することができる。

⑥ ユーザープロファイルとデフォルト モジュール (User Profile and Defaults Module)

登録者についての情報を記録するモジュールである。このモジュールは、登録者のパスワードをはじめとして、デフォルトのディレクトリ、言語、画面の色、日付の形式、その他のパラメータも変更できる。

図1 SEDAR システム概念図



4. 2 シングルファイリング・システム

SEDAR システムによるファイリングによって、証券規制当局への書類提出も兼ねている。したがって、同じ文書を複数の提出先にファイリングする必要がない。規制機関は SEDAR システムにア

クセスすることによって、ファイリングされた情報を検索する。登録者との連絡もSEDARシステムを通して行われる。

ファイリングされた情報は、一般への公開を指定されたものすべてがデータベース化されるので、情報利用者はインターネット上において、無料でそれらのデータにアクセスすることができる。

4. 3 SEDARホームページの操作画面 (WWW)

次に、SEDARシステムのホームページ (<http://www.sedar.com>) を紹介する。ここでは、SEDARファイリング・データベースとプロファイル・データベースを検索する操作について示す。

4. 3. 1 トップページ

SEDARホームページでは、最初に英語かフランス語かを選択するようになっているが、「図2」に示すのは英語版のトップページである

(<http://www.sedar.com/homepage.htm>)。

このページでは、次の6つの内容が選択できる。

- ① 新規ファイリング
- ② データベース検索
- ③ 会社のプロフィール
- ④ Webリンク
- ⑤ SEDARについて
- ⑥ サイトヘルプ

4. 3. 2 データベース検索

上の「図2」において[SEARCHDATABASE]を選択すると、SEDARファイリング・データベースの検索ができる。これが「図3」であり、データベース検索の初期ページとなる (<http://www.sedar.com/search/search.htm>)。ここで、①公開会社か、②投資信託会社かを選択する。

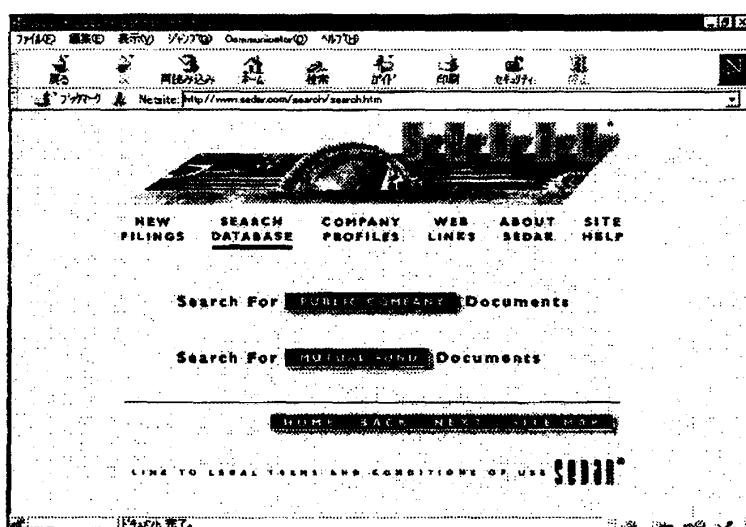
4. 3. 3 公開会社文書の検索

上の「図3」において[PUBLIC COMPANY]を選択すると、公開会社のファイリング文書をSEDAR

図2 トップページ



図3 データベース検索



カナダにおける電子開示システム

ファイリング・データベースから検索することができる。その画面が「図4」である。

文書検索の際にキーとなるのは、企業名、文書の種類、業種、ファイリング日付の4つであり、検索結果の整列順序についても指定できる (http://www.sedar.com/search/search_form_pc.htm)。

ここで検索できる文書の種類は、財務諸表やアニュアルリポート、経営者による事業概況報告書(MD&A)、プレスリリース等10種類程度の中から選択できる。

4. 3. 4 会社のプロフィール検索

「図2」で示したトップページで [COMPANY PROFILE] を選択すると、会社のプロフィール情報が検索できる。この画面が「図5」である (<http://www.sedar.com/issuers/issuers.htm>)。

ここではデータベース検索と同様に、①公開会社か②投資信託会社いずれかを選択し、その会社名の先頭文字を指定する。会社のプロフィール情報には、「表4」に示すように17種類の内容が含まれている。

図4 公開会社文書の検索

図5 会社プロフィール検索

表4 プロフィール情報

① 住所	⑦ 業種	⑯ 証券取引所
② 会社名	⑧ CUSIP番号	⑰ 審査人
③ 電話番号	⑨ 決算日	⑮ 無限責任社員
④ FAX番号	⑩ 本社の住所	⑯ 代理人
⑤ 会社設立日	⑪ POPシステム加入	⑰ 規模
⑥ 行政管轄区	⑫ 報告書提出の管轄区	

5. 証券取引所の電子開示

5. 1 トロント証券取引所のアニユアルリポート・オーダリング・サービス

トロント証券取引所 (Toronto Stock

Exchange:TSE) はカナダ最大の証券市場である。各州の会計士協会の会員はトロントが位置するオンタリオ州が最も多く、証券委員会も強い影響力を持っている。市場情報の公開を徹底するなど市場改革に努めており⁸⁾、TSEのホームページ (<http://www.tse.com>) においても、SEDARシステムにリンクする以外に、情報開示に関するいくつかのサイトが準備されている。

TSE の電子開示の一つにアニユアルリポート・オーダリング・サービスがある (<http://www.tse.com/listed/index.html>)。この画面が「図 6」である。このサービスによると、TSE上場会社のアニユアルリポートが無料で提供される。

5. 2 マーケット・データ・サービス

TSE のもう一つの電子開示サービスにマーケット・データ・サービスがある (<http://www.tse.com/mdata/index.html>)。この画面で [Request for Information form] を選択すると、次の画面で必要なデータを注文することができる。このサービスは有料であるが、最新のデータと過去のデータがあり、CD-ROM やディスクケットでも情報が提供されている。

図 6 アニユアルリポート・サービス

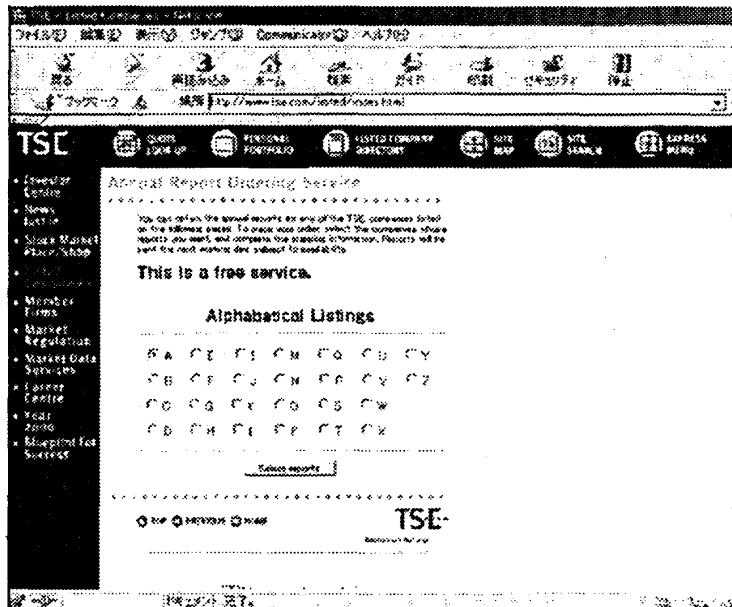
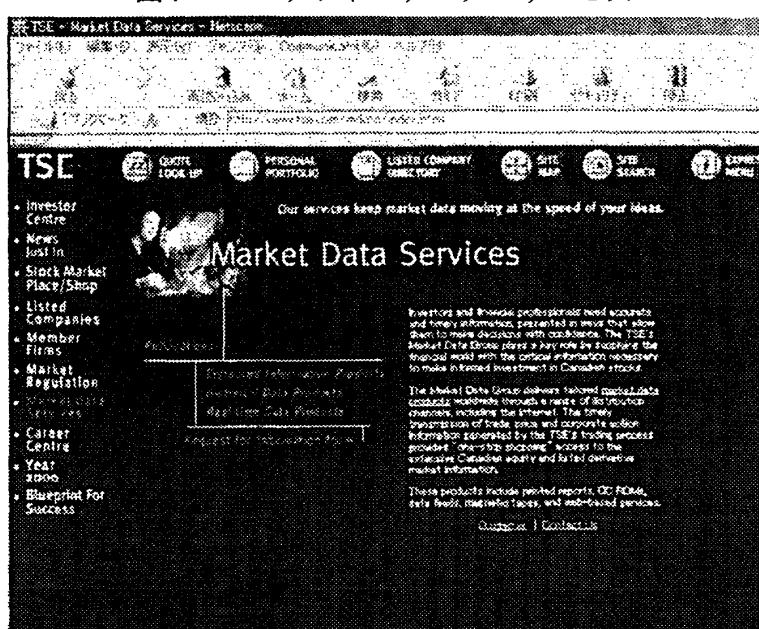


図 7 マーケット・データ・サービス



6. おわりに

本稿では、CSAのSEDARシステムを中心として、導入期からこれまでのカナダにおける電子開示の現状について報告した。また、証券取引所の電子開示については、TSEの取り組みを紹介した。

カナダの会計制度がアメリカの影響を受けて発展したことを背景として、電子開示に関してもアメリカのEDGARシステムの後を追って開発が進められてきたことがわかる。カナダの電子開示システムはCSAが運営主体となり、証券法のもとで財務書類の電子化が要請されている。システムは①ファイリング管理、②プロファイル管理、③ファイル検索、④プロファイル検索、⑤メール、⑥ユーザプロファイルとデフォルトの6つのモジュールで構成されており、ホームページ上から情報の検索が可能である。

SEDARシステムは電子化された文書が提出（ファイリング）でき、情報の検索が無償で利用できるシステムとして完成している。しかし、完全なワンストップファイリングの実現には至っていないと思われるが、その方向に向かっていることは確実である。また、トロント証券取引所においては、無償によるアニュアルリポートの提供と有償による情報提供を行っており、SEDARシステムとともに、電子開示の整備、充実が進んでいることが明らかになった。

注

- 1) 向伊知郎：『カナダ会計制度研究－イギリスおよびアメリカの影響－』、税務経理協会、1998、45頁。
 - 2) 監査法人トーマツ編：『海外会計実務ハンドブック』(改訂版)、同文館、1990、112頁。
 - 3) 河崎照行：『電子開示システムの今後のあり方』、『企業会計』、中央経済社、第50巻、第1号、1998、106頁。
 - 4) <http://www.cica.ca/new/fp/1996/files/filing.htm>.
 - 5) <http://ohh1.osler.com/practice/business/securities/responses.html>.
 - 6) これらの文書は、たとえばブリティッシュ・コロンビア証券委員会のWebサイトから入手が可能である。<http://www.bcse.bc.ca>.
 - 7) SEDARシステムはCSAによって開発、管理されているが、システム運営に関する業務はCDS社(The Canadian Depository for Securities Limitedの子会社)が行っている。CDS Limitedは、主要なカナダ勅許銀行、信託会社、モントリオール証券取引所およびトロント証券取引所のメンバー等によって所有され、オンタリオ証券委員会、ケベック証券委員会、およびカナダ銀行によって規制を受けている。また、SEDAR規則はCSAによって制定され、各州の証券規制当局のもとで施行されている。
http://www.sedar.com/sedar/background_on_sedar.htm.
http://www.sedar.com/sedar/about_cds.htm.
 - 8) カナダの証券市場規模はそれほど大きなものではない。TSEの時価総額は1995年末で3,663億ドルであり、ニューヨーク証券取引所の10分の1にも満たない規模である。売買代金は同じく1995年のデータでは1,515億ドルであり、ニューヨーク証券取引所の20分の1程度である。
- 富永秀和：『世界各国の証券税制』(改訂版)、税務研究会、1997、4頁。

参考文献

- 1) Canadian Securities Administrators, National Instrument 13-101 "System for Electronic Document Analysis and Retrieval

カナダにおける電子開示システム

- (SEDAR) , " Canadian Securities Administrators,1996.
- 2) Canadian Securities Administrators,"SEDAR Filer Manual Standards, Procedures and Guidelines For Electronic Filing with the Canadian Securities Administrators Version 2.0," Canadian Securities Administrators,1996.
- 3) Canadian Securities Administrators, National Instrument 13-101 "System for Electronic Document Analysis and Retrieval (SEDAR) , " Canadian Securities Administrators,1999.
- 4) Canadian Securities Administrators,"SEDAR Filer Manual Standards, Procedures and Guidelines For Electronic Filing with the Canadian Securities Administrators Version 6.0," Canadian Securities Administrators,1999.
- 5) アーンストアンドヤンググループ編 :『海外投資実務ハンドブック』(第3版), 中央経済社,1991.
- 6) 河崎行照 :『情報会計システム論』,中央経済社,1997.
- 7) 河崎行照 :「電子開示システムの今後のあり方」,『企業会計』, 第50巻, 第1号, 中央経済社, 1998.
- 8) 監査法人トーマツ編 :『海外会計実務ハンドブック』(改訂版), 同文館, 1990.
- 9) 河内山潔 :「アメリカ・カナダ間の財務諸表の相互承認—カナダにおける規制を中心として—」関西学院大学『産研論集』, 20号, 1993.
- 10) 富永秀和 :『世界各国の証券税制』(改訂版), 税務研究会, 1997.
- 11) 向伊知郎 :『カナダ会計制度研究—イギリスおよびアメリカの影響—』, 税務経理協会, 1998.